

広島市告示（安佐南区）第 30 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、安佐南区役所農林建設部建築課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員
安佐南区役所農林建設部建築課
課長補佐 長谷川 展利
- 2 委任させた事務
市営住宅使用料の収納事務
- 3 委任年月日
令和 7 年 4 月 1 日